

平成21年3月

総務委員会会議録

平成21年3月17日（火曜日）

午後3時00分から

午後4時24分まで

市役所 第3会議室

◎出席委員（7名）

委員長	柴山一生君	副委員長	中村貴文君
	山本誠君		後藤幸夫君
	熊澤宏信君		三浦知里君
	小池昭夫君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮島敏明君	生涯学習部長	奥村照行君
企画政策課長	大西正則君	総務課長	日比野純雄君
都市計画課長	河村清君		

◎付託議案

請願第1号 名証グラウンドの確保に関する請願

請願第3号 国民年金保養センター「サンパーク犬山」閉鎖後の活用についての請願書

+

午前10時00分 開会

◎柴山委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会には、2件の請願が付託されています。請願第1号と請願第3号の両方の請願について、追加で数名の傍聴の申し出がございました。昨日、傍聴及び趣旨説明の許可が出ておりますので、許可することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎柴山委員長 許可することといたします。

請願第1号提出者が趣旨説明にお見えになっておりますので、暫時休憩します。

午後3時01分 休憩

再 開

午後3時13分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

請願第1号 名証グラウンドの確保に関する請願を議題といたします。

担当部長に出席していただいておりますので、まず、今までの経過等の説明をお願いいたします。

奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 私からは、直接現在運動施設として活用しておる部署として、名証グラウンドとの兼ね合いの中で、少し名証グラウンドの方から申し出があった経緯について、少し時系列別に説明をさせていただきたいと思っております。

去年の7月、初旬でありますけれども、名証グラウンドとの1年契約の使用貸借の契約をしとるわけですが、疑義があるときには半年前に申し出をという、その条項がございます。それに基づいて、名証不動産の方から、不動産会社の方からそういう取り扱いについて協議をしたいという申し出をいただいております。

それを受けて、私の方から名証の方に出かけて、7月の中旬になるわけですが、どういう形の協議があるかということの確認をするために、私の方から名証不動産の方に出かけて、その内容を確認をしまっております。

この段階では、まず、名証グラウンドの半分、4ヘクタールのうちの2ヘクタールを当面処分したいと、この処分については、明確ということではないんですけども、一応めどとしては、平成21年度を予定をしておると。また、売却する部分については、戸建て住宅等について今検討をしているというお話でありました。

次に、また残りの2ヘクタールについても、今後、その土地については、また同じような形で処分をしていく方針だというふうに伺っております。

また、その次、9月の役員会というのをそこでやられるということで、役員会に諮って、残地について、今、残地といいますと、このときでは、テニスコートとサッカーグラウンド

があるわけですが、その残地域にどういう市の方針を示したらいいのかという、要は市として必要であるという方針をきちんと出してほしいと。ただし、そのときには、要は犬山市としての将来的な運動施設の、そういう計画的なものを具体的に示すことができれば示してほしいというのが名証グラウンドとの当初の協議であります。

それを受けて、市内の方で、政策会議等がありますので、内部的にもいろいろ検討をしてくれております。その中で、名証の方としては、とりあえずは1年、残りについては、最初のうちは1年で処分していくという区分と、あと残りについては数年という、こういう明確な年数的なものはないわけですが、また、中間点の8月の段階でも、また私の方から名証不動産と協議しておりますけども、そのときの確認部分としては、やはり土地は半分は平成21年度に処分をしていくということで役員会で諮られると。売却する土地については、戸建て住宅等を予定しておくと。土地の売却価格は、大体その当時5万から6万円を考えておるといことであります。

私ども、それ以後、そういう方針であったんですけども、今の西側の取り扱い、テニスコートあるいはサッカーグラウンドですね、そちらの方も何とか、サッカーグラウンドがないですから、何とかその分を貸していただきたいということをいろいろ名証不動産と協議した結果、一応、5年をめどに西側のサッカーグラウンド、テニスコートについては、何とか、5年をめどに使用貸借できるように検討してもいいよというような、そういうような方針が出されましたけども、最終的な役員会の結論というのが9月29日に結果が出るとはんですけども、用地については、西側でも、東側でも、今のサッカーグラウンドの方、あるいは野球場の方でも、どちらでもそれは、市は必要な方を借りることは、西でも、東側でもいいから、いずれにしても、半分は処分するから、どちらかを決めてほしいというような、そういうような話がありまして、運動部門は、私どもの市民体育の管理からすると、サッカーグラウンドは野球場でも兼用できますので、できたら、野球場がなくなると、またそれも問題あるということで、できたら野球場の方を、東側半分を使用貸借できないかということで、少しずつ協議をしてみまして、一つはその大きな理由としては、読売ハーフマラソンが、あそこを終着点とする形ですと取り組んでおりますので、そこがなくなると、また大きな、マラソン自身にも大きな影響をしていくというふうなこともございまして、市としては、東側を野球場とサッカーグラウンドは借りる、ただしテニスコートについては、市としてはなくなるわけですが、そういうことで、名証グラウンドと話をし、一応平成21年度の契約更新の中で、そういう案をつくりまして、東側グラウンドを借り受けるということで、大体半分という、2ヘクタールという話でしたけども、半分にしますと、トイレとか、そういうところがなくなっちゃいますので、それでは、うちとしては、もう少し広く借りたいということで、3月の初旬に、名証の方に来ていただいて、現場でどの位置まで借りれるかということ、一応、そこで確認して、うちの方も要望を出して、全く半分ということではなくて、大体、面積的には、4ヘクタールのうち、2.3ヘクタールぐらい、これ概算ですけども、2.3ヘクタールぐらいの東側の野球場について借りると。西側については、この段階では、住宅開発への意向であるということを引き続いて言われたんですけども、ただ、経済状況等の中で、すぐということではないとは考えているが、計画どおり進めるかについては、まだ今

+

のところ、役員会の中ではきちんと整理されてきていない。ただ、方向性としては、依然としてあると、そんなようなお話を伺っております。

私の方としては、平成21年度の契約については、1年の契約という形で、両サイドとも借りると、ただし東側のグラウンドについては5年間借りるよという、内部的な契約を、さらに一つ確認書を送っております、そちらの方で東側の2.3ヘクタールの部分ですけども、それについては5年間貸してほしいということで、一応、名証の方の役員会の中で了解を得たというふうに聞いております。平成21年度からは1年契約の使用貸借で締結し、東側のグラウンドを借りる、ただし、西側については、向こうがアクションを起こすまでは引き続き借りれるということになっておりますので、4月に入ったらすぐなくなるということではありません。ですから、向こうの計画が進行する中で、また半年前、5カ月前に犬山市の方にそういう協議があるという形に、現在なっておるということでございます。

以上、かいつまんでご説明をさせていただきました。

◎柴山委員長 説明ありがとうございました。

ご発言を求めます。

三浦委員。

◎三浦委員 地元の方が心配してみえるのは、避難場所としての、何というんですかね、機能というか、そういうのは半分になることによって、どのようになっていくのか。担当が違うんですかね。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 ことしの3月に名証の役員が来て現場を確認したという、今報告があった、その現場の確認というのは、グラウンドを半分にした場合に、どうなるよ、こうなるよということで、テニスコートからトイレがなくなるから、トイレを残すという話で進んで、その境界を決めただけなのか、あるいはそれ以降、どんな話が出てきているのか、わかれば。

◎柴山委員長 ちょっと待ってくださいね、まず最初に、三浦委員の質問なんですけれども、これ担当の課は。

暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

再 開

午後3時27分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 それでは、小池委員の質疑にお答えしますが、今、現場の、最初は半分というと2ヘクタールですけども、直線的にやると、いろんな弊害があるということで、名証との話の中では、全く半分じゃなくてもいいよと。やっぱり犬山市として必要な部分を取りあえず出してくださいということのために、3月3日に現地立ち会いして、私ども

の方、正門の一番端から入ってきて、今のネットフェンスの10mのところまでは一応貸してほしいということで、概算で求積して、今回、契約にそれをつけて名証の方に出す形になってますので、ですから、向こうが言ってるように、全く半分ということではなくて、先ほど言いましたように、2.3ヘクタールぐらい、0.3ヘクタールぐらいが余分に使用貸借ができる状況になっております。

◎柴山委員長 それでは、先ほどの三浦委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

じゃあ、三浦委員、もう一度。

◎三浦委員 この名証グラウンドの請願の請願事項の1の、後半に、将来にわたり災害時の広域避難所のこと心配されるということで出てるんですけど、名証グラウンドが半分なり、またその5年以降に全面的に使えなくなった場合の広域避難所というか、内田の方たちの避難所は、当然、当局としては考えてみえるんですよということを確認したいんですが。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今のご質疑の名証グラウンド、現在、面積が4万696㎡、約4万㎡ですね。それで、一つの基準としまして、1人当たり2㎡を基準にして算定をしておりますが、そうしますと、収容人員としまして、約2万人を収容を予定しております。ただ、これにつきましては、災害の規模ですとか、2万人が必ず集まると、そういうものではございません。ただ、一つの目安でございます。それで、当然、万が一これが半分になった場合ですと、収容人員としては1万人程度となります。そうしますと、ここに1万人入れない場合というのも当然出てきますので、そういった場合ですとか、例えば代替措置として、キャスルパーキング、あるいは近くの成田山駐車場、それからもう少し離れますけど、犬山北小学校駐車場とか、そういったところも全部使えない場合は、そういう方向で対応していくことが必要になってきます。そうしますと、その段階で広域避難所等の指定の場所も、少し分散させる必要が出てくるかと思えます。

以上です。

◎柴山委員長 他に発言はございますか。

中村委員。

◎中村委員 今、お地元の方のお話を聞いて、請願の趣旨は私なりに理解しました。請願事項の中の一つ目に取得ということが書いてあるんですね。取得となりますと、やっぱり犬山市の財政上、可能なのかということを考えないかんわけですけど、今の社会情勢、それから市の現状を考えますと、庁舎はこれで建ちます、来年度から羽黒小学校の建てかえもあるし、ごみ処理場の問題も考えると、名証グラウンドは果たして取得できるのかということについては、非常に疑問といいますか、市の財政状況を考えれば、非常に厳しいと言わざるを得ないと思うんですね。ですから、取得という意味では、私個人としては困難だと考えますので、先ほど言いましたように、趣旨は理解できるけど、請願自体、採択の選択肢は私にはありません。

以上です。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 先ほど地元の方が、小学校を寄附なさったと言われましたけど、私楽田、市町村

合併をしたときに、南部中学校のとき、福祉会館と、この庁舎を建てる関係、市町村合併を29年にしました。財政困難によって、西北野という団地があります、大きい。あれが我々の楽田の中学校です。今、住宅建ってます。それで、我々楽田の地元として、財産処分をされた。それによって、その地域で考えてることは工業団地をしなきゃいかんということで、楽田がほとんど財政を背負ってる工業団地を誘致したんですよ。財政がってことで、だから、そういう苦勞は、私はもう地元の皆さんに聞くまでもなく、これが出てきたときに重々それは承知しておるんです。しかしながら、今、副委員長の言った、この庁舎で起債が10億円、羽黒の小学校で10億円、名証グラウンドで、これで半分として買ったら10億円は恐らく要るでしょう。そうすると、名証グラウンドのために、羽黒小学校の耐震、すべてのものを中止をするということは、私はしたくない。市町村合併で羽黒中学校を売却された。だから、池野の中学校、羽黒の中学校、楽田の中学校、三つの中学校を売却されて、この今の犬山の基礎ができておるんですね。それで、我々は財政をふやさなきゃいかんということで、楽田の、先ほど言いました工業団地によって税収を戻ってきた。そして、次のときに、採石場の跡、皆さんもご承知でしょう、4ヘクタール、4.13ヘクタールかな、工業団地をやって、そしてこれほど落ち込むときでなくして、私が議長やっとなるときに、企業庁に行って、できるだけ早く入れてくれということで、やっこの間決まったんですね。これで大体、これが全部埋まりますると、市内から移動された方は8年間固定資産、あとは今入ってきますけども、それと市外が7年ということで、これがやっとな、税収ではね返ってきて、今の財政の規模を持っておるんですね。だから、地元の皆さんが言われることは重々わかりますけども、私もそういうふうで、もうこれ、30何年議員やっておられますが、金のない袖の振れないということは、もう苦しさというのは百も承知なんです。だから、皆さんの言うておる中で、今までも市当局に言うてきたことは、今言った防災的なものでやったら、どれだけ補助金が出るか、そしたら2分の1出ると、となれば、全部でどうなんだということで算出してきて、それで防災の、国の方の申請をして、奥村課長、10億円かかるんでしょう。

◎柴山委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 そうですね、大体土地を買って10億です。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 今の言った半分でも。

◎柴山委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 そうですね、平米5万円ですから。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 だから、結局それだけの財政をここで決めることは簡単なんですよ。しかし、私は、全体を見たときに、それが我々の孫にとって、赤字財政の犬山市にしたくない。我々育ってきたときには、本当に白米まで食べたことない、外米ばかりで。だから、日本人だから外米の扱いがわからんもんだから、炊いて食べるとばさばさになって、冷めると食べれたもんじゃない。しかし、今になって、あれはチャーハンとか、ピラフとかにすると食べれるとわかったのが現状なんですね。だから、財政がもとですので、それによって、それだけ今の10億円のものをするということは、私は今財政的に困難だろうと。だから、市当局に言っ

とるのは、もう一つ、企業団地をでかさなきゃだめですよと。税収の上がるものをやらなきゃだめですよということでやってきて、今度新しく改革されて、それを進める課をでかしますけども、大体5年から10年かかるんですね。だから、私は、これは言わんとすることはわかりますけども、今のところでは、もう振る袖がない。となれば、5年の間に当局がどう考えるかというのは、議員の役目として、任期あと2年ありますので、それはやっていきますけども、それが当局の財政の方でギブアップしたときにはもうしょうないだろうというふうに思ってます。だから、我々は何もやらずにして言っているのではなくて、私自身、中学校を売られた、一番いいとこなんです。ほんで、この間、やっと、ふれあいセンターをでかしてくれたら、楽田はええ、楽田はええと言うけれども、犠牲になったこと忘れて、いいことばかり言うんですわね。結局は。

だから、そういうことは皆さんの言うことも十分私は認識をしてる。しかし、先ほど言いましたように、袖の振れないものをどうするのか、努力せずに来て、私は言っていないんです。だから、楽田の敷島から、いろんな企業ありますやん、あれ全部楽田の耕作者が、そういうことで、財政がなくては動けんということで、その当時。いろんなことで。みじめに感じますから。だから結局、税収を見込んだ中で新たにやらないと、市民から上がってくる金は、ざるのごとくに流れていくような運営をしたくないというのが私の考えです。実際に。だから、先ほど板津さんですか、中学校、小学校の話、私はその経験者です。あなたの言うこと十分わかります。だから、一遍その点を考えて、私はこれ判断に苦しみますけども、5年の間に当局に対して、どうあるべきかということをやする。その結果は、皆さんの意図することが出るのか、相反する問題が出るのか、それは別として、やがてそれは職員なり、財政の方の専門家の考えの中でいく。だから、結局、テニスコートやなんかは、今、楽田の山の田公園、工業団地の中に公園があります。それで2面を3面に今やっとするんです。だから、それが8月ぐらいに大体完成すると思ってますが、それができれば、遠くても、テニス場はカバーできるんですね。だから、僕が一番重点に置いとるのは、あいとるときはスポーツ施設でいいんだけど、今、言われました災害のときにどう犬山市がとらえていくかという、基本の中でね、どうとらえるかだけなんです。土日、祭日に使うのに何十億円なんてつぎ込むことできませんわ。あそこへ。それなら、調整区域の、もっと安いところへ持っていきますからね。

それと、ごみの焼却場もこれからやらなきゃいかん。それで、生ごみの袋の有料化を踏み切っていくんですけども、これも積み立てをしていく、だから結局、ズボンと来るものをすべて前もって、そういうものの積み立て基金というものもやっていかなくちゃならん。だから、体育館も、体協からやってくれ、これも積み立て基金やって、積んでやってもらう、この庁舎にしても、積み立てしてきたから、これ30億円という金を積み立ててたまったからできるんですね。だから、そういうものを前から私は市長に言ってるのが、嫌なことは先送りばかりしてきたのがこの行政であるということは、皆さんわかると思います。だから、これからはそういうものを片づけていこうということの中で、羽黒の小学校も先送りで今まできちゃったんです。だから、耐震、小・中学校の耐震にしても、平成21年度、今年度ですべてが完成するんです。石田市政のときに前倒しでやれということで、やってきましたからね。

だから、結局、今、これからやらなきゃいかんのは、未来園である保育園なんです。これもままならなかった。だから、補助金をとらなきゃいかんということでは、楽田のまちづくりの委員会がかして、三つの保育園のうち、二つまで改修してきました。40%の補助金もらって。それで、平成21年度は、楽田東子ども未来園に今度かかるんです、8,000万円ぐらい、これも40%来ますから、国から。やはりそういうものを考えた中で動かないと、もう、言っちゃいかんですけれども、ほかの小牧市とか春日井市、楽田から近いですから行きますけれども、うらやましくてしょうがない。財政的に。それは何できたかという、財政をでかす行政が打ってきるとということですね。だから、そういうふうの中で、今の時期にぼんと言われて、私がこれは判断せえという皆さんの気持ちはわかるんだけど、5年なら5年の間に、当局に対してどうあるべきかということの研究をさせるぐらいのことしか私は言えません。はっきり言って。

先に困ることは、私は決断ようしません。だから、ごみの有料化にしても、10年たったら今の犬山市のあれ壊さなきゃいけない、公害施設ですから1億円もかかるでしょうね。だから、それを皆さんの袋の中から集めて、犬山市の3,000万円、1年に積み立てした中でやっていく。そして、江南市、犬山市、大口町、扶桑町で新たなものができれば、これも借金しなきゃならん、補助金をもらわなきゃならん、しかし、江南市、大口町、扶桑町は1市2町で壊せば、楽な負担の金額になるんです。犬山市は単独でやらんなんですね。だから、そういうような全体を見た中で、今の中ではこれ皆さんが言わんとすることはよくわかるけれども、きついものが出てきたなど、実際、思うんですね。だから、そこら辺のところを考えた中で、まあ、5年がいいということになれば、皆さんの言わんとすることは、意図した中で、5年間どういうふうに行政でやっていくかという、我々は行政にぶつけた中の委員会で言うべき、言うておくだけにすぎないと思うんですよ。だから、そういうふうの歯切れの悪い結論をしなきゃならんということはお許しを願わなきゃならん。

そういうふうで、皆さんが、言わんとすることはよくわかるけども、審議する、袖の振れないものは振れない、はっきり言わなきゃいけない。だます、うそを言っちゃいかんですから、はっきり私は言うておきますけども、私にはちょっと自信がないというのは本音です。

以上です。

◎柴山委員長 他に発言はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

再 開

午後3時51分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、この請願についての取り扱いの方法なんですが、審議未了ということでご異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎柴山委員長 請願第1号につきましては、審議未了とすることといたします。

暫時休憩します。

午後3時52分 休憩

再 開

午後3時58分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

請願第3号 国民年金保養センター「サンパーク犬山」閉鎖後の活用についての請願書を議題といたします。

担当部課長に出席していただいておりますので、まず、今までの経過等の説明をお願いいたします。

宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 では、私からサンパーク犬山の閉鎖に至るまでの経緯について、時系列でちょっとご説明をさせていただきます。

まず、昭和59年6月19日に財団法人愛知県国民年金福祉協会、これはサンパークの経営母体であります、が設立をされました。理事長が犬山市長ということであります。

同じ年の9月29日にサンパーク犬山が開設され、営業が開始をされました。

その後、59年度、60年度に、2回に分けて敷地を厚生省の方に、およそ5億500万円で売却をいたしました。

その後、時が流れまして、平成3年9月4日、サンパーク犬山の敷地が丸山地区内に、これは保養施設地区として、地区計画を決定をいたしました。それから、平成17年10月1日になりますが、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法という法律が施行されまして、この法律によりますと年金福祉施設等、全国の313施設を5年間で譲渡廃止をするという法律でございます。この法律に基づきまして、独立行政法人年金・保健福祉施設整理機構、以降、機構と呼ばせていただきますが、が設立をなされました。そして、サンパーク犬山の土地と家屋が厚生労働省からこの機構の方に移されました。承継をされました。

平成20年1月15日、機構がサンパーク犬山を平成20年度の譲渡対象施設に決定をいたしました。平成20年1月25日、サンパークの従業員、地元代表、木曾川観光から、年金福祉協会の理事長、つまり犬山市長あてに、サンパーク犬山の譲渡対象施設指定についてという要望書が提出をされまして、当犬山市長の方から、1月30日に機構の方へ提出いたしております。

平成20年7月14日、サンパークのセンター長から年金福祉協会理事長、つまり市長あてに、平成21年1月末に閉鎖をしたい旨の要望がありました。

そして、これを受けまして、平成20年7月23日、9月議会に向けた全員協議会にて、サンパーク犬山の閉鎖につきまして市議会議員の皆様にご説明をさせていただきました。

平成20年8月28日、機構の方からサンパーク犬山の営業停止日を平成21年2月28日、年金福祉協会との契約解除日を3月31日にするとの決定の通知を受けております。

そして、10月9日、機構の方から残務整理が終了次第、建物の解体工事を実施して、更地にて売却する旨の説明がございました。

同じ年の10月29日、私どもの企画政策課長が機構の東京事務所に出向きまして、機構の意向を最終確認してまいりました。確認事項は3点ございます。まず1点目は、売却につきましては、年金の原資を戻すためにも、1円でも多くやはり原資を戻すためにも、一般競争入札で執行する。2点目に、テニスコートは残し、2分割でという、こちらからお話をしましたところ、その売却の考えはないということであります。3点目に、一般競争入札のため、犬山市への優先売却の考えはない。以上の3点でございました。

それから、平成20年11月22日になりますが、丸山地区町会長会にて、サンパーク犬山の閉鎖について、丸山地区学習等供用施設で説明をさせていただきました。これには私どもの市職員、私初め3名と、サンパークのセンター長が出席をして説明をさせていただきました。

そして、平成20年12月1日、センター長名で、丸山地区、富岡地区、継鹿尾地区の町会長に営業停止、つまり閉鎖についての回覧文書を配布していただくように依頼をいたしまして、町内回覧を実施していただきました。

平成20年12月14日になりますが、サンパーク犬山の営業停止に係る説明会を丸山地区等の住民の方43名の参加を得まして、サンパークのセンター長、そして私ども市職員が出席させていただきました。開催をいたしました。

年が明けまして、平成21年2月28日になりますが、サンパーク犬山の営業停止となりました。そして、3月1日、テニスコートのできる限りのご利用をという要望をいただいておりますので、これを機構側にも伝えまして、3月、4月の2カ月については、市民利用が可能であるということをご許可いただきましたので、3月1日から3月、4月の2カ月間ではありますが、利用を開始をいたしました。

そして、現在に至っておりますが、来る3月22日に丸山地区の地区計画の変更説明会を開催するということで、町内を通じて開催の案内文書をつくらせていただいております。3月22日に計画の変更説明会を開催する予定でございます。

以上、簡単ですが、閉鎖に至るまでの経緯をご説明させていただきました。

◎柴山委員長 続いて、担当より資料を配付したいとの申し出がございましたが、許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 河村都市計画課長。

◎河村都市計画課長 それでは、都市計画サイドから、現在この地区の土地利用、都市計画法上の土地利用につきまして、ちょっとご説明を申し上げます。

お手元の資料が、現在と市が考えとる現行後の状況をお知らせするには一番最適だろうということで、2枚のもの、裏側には、そこに建てれるものといいますか、建てれないものという表示でもって、はっきりわかるような資料を差し上げました。

ここは、今、市長公室長の方からご説明がございましたとおり、平成3年9月4日に地区

計画が指定されました。それ以前は市街化調整区域でございます。ですので、通常は住宅が建たないという場所です。平成3年に市街化編入を行うために、地区計画を決定したものです。そこで、地区計画今現在どうなっておるかとお申しますと、この地区は住宅地区と保養施設地区という二つに分かれております。簡単にいいますと、保養施設地区というのは、保養所、ホテル以外は建てられません。住宅地区というのは、逆にホテル等は建てられません。という、この大きな違いです。

さらに、変更前の後ろのページを見ていただきますと、下段にありますとおり、住宅地区は高さが15メートルまで、保養施設は、20メートルまでと、ここが大きく違うところです。ですので、機構が更地に、現在の状況でみなされますと、ホテルで、しかも20メートルのものが建つと、こういうことです。簡単に言えばそういうことです。ですので、ホテルでもって、20メートルですから、6階建てまで建ちますよと、こういうことですね。

これが、今やっていたらとるような、サンパーク犬山のような、いわゆる良質なホテルが誘致できれば、これは問題ないんですけど、一般競争入札に付するということですので、どなたが買われるかわかりません。今の良好な丸山の住環境を守っていくためには、市は住宅地区とした方がいいのではないかと。こういうことを考えとるわけなんです。ですので、住宅地区としては、ホテルは建てられません。なおかつ高さは15メートルまでに制限します。ほかの地区と同一にしたいと、こういう考えでもって、地区計画の変更をこれから皆さんに説明をしていこうと考えております。

以上です。

◎柴山委員長 説明ありがとうございました。

ご発言を求めます。

中村委員。

◎中村委員 このサンパーク犬山というのは、私にとっても非常によくお世話になりました。大学時代、プールですとか、テニスコートでテニスやった覚えもあるもんですから、なくなるのは非常に惜しいです。ですが、整理機構の決定ということで、これはいたし方がないと受け入れざるを得ません。

そこで、そういうことで、請願事項でいいますと、1番そういうことで、今言ったようなことで困難であると。2番ですね、今、当局の説明で、3月、4月の2カ月、借りれるということでしたが、速やかに更地にするということも言われましたけど、まだいつからかというのははっきり決まっていないうふうに認識してはるんですけど、わかりません、6月か、そういうことかもしれませんが、せめて4月いっぱいまで借りれるんだったら、ゴールデンウイーク終わるぐらいまでは、何とかならんのかなという、ちょっとこの辺は行政の方に対して努力をぜひしていただきたいというのが1点と、今都市計画の課長さんからご説明がありました。保養施設地区としていくよりも、住宅地区の方が犬山市にとっていいというのは、ホテル20メートルというのは、保養施設のままにしとくと、はっきり言ってしまつて、いかがわしいホテルが建ってしまうこともあるという説明で理解しました。そんなホテル建てられてまっけはいけませんのでね、ぜひこれは住宅地区に変更を3月22日の説明会から縦覧かけて、十分地元の方の要望も、意向も聞いていただいて、何とか100%合意は難しいかもし

+

れんけど、おおむね地元の方の理解を得て、住宅地区に変更していくことを進めていくしかないかなというふうに私は思います。

ですから、請願に対しての答えというので、冒頭申しました整理機構の意向も含めたということで、なかなか採択は難しいなというふうに思います。ただ、趣旨としては、お話ししたように、非常に思い出深いサンパークですので、残るならいいけど、それはかなわないというなら、テニスコートの1日でも長く、できれば8月から山の田公園が使えるということですから、それまでの間隔を狭くできるなら、していただきたいということと、3番の地元住民の方の意向をしっかりと聞いて、理解をしてもらうように努力していただきたいという2点を行政側にお願いしておきます。

ですから、来ていただいた方がおる中で申しわけありませんが、サンパークのこの請願については、採択という選択肢は私の中にはありません。

以上です。

◎柴山委員長 他に発言はございませんか。

熊澤委員。

◎熊澤委員 これ誘致するときに、議会でも議論したんです。それで、市有地を僕はそのまま、市の名義のまま無償で貸したらどうやと、それで、そういうふうな話できとったときに、途中から、古参の方から有償やと、ただじゃいかんということで、幾ら金もらったか知らんけども、もう売買で押し切っちゃったわけ、池や何かを。僕はそれは危険があるということで言ったんだけど、意見が通らずに、売買やとる以上、皆さんの言わんとすることはようわかります。ため池であって、市有地であって。ですけど、売買した以上、今ごろになって、相手の方が入札に臨んでいくという、一本の話で来たときに、犬山市が臨めるかということです。今の財政の中で。だから、結局出発点に、今来て、あのときにもっと古参とけんかしてでもとめるべきじゃったなというふうに私反省してますけども、初めこれ無償だったんですよ。そんなら物言えたんですね。でも、途中から多少でもある程度の金もらえということになっちゃって、それで結局売買契約で、もらった以上、もうあれは市の土地であろうと、何であろうと、そこら辺の範疇から出とるということですね。

ちょうど、日紡の跡地がそうだったんです。これもけんけんごうごうとしました。ある日、閉鎖すると、売却すると。それで、日紡は、ユニチカは、犬山市に売ってよろしいよと、あの当時28億円でした。だから、これを買うべきだということでやりましたけど、これも古参の方で押し切れちゃったんですね。それで、これではいかんということで、今現状ある土地開発公社をでかさなきゃ、犬山の財政では、第二の予算はできないよと、そういうことで、議会の中で言って、今の犬山市の土地開発公社を設立したんですね。だから、その中で40億円で借金をして動けるんですけども、今のところは、もう今までおくれてきた都市計画道路、目的のあるものしかもうだめなんだよ、塩漬けになっちゃうで、土地をあっちも買っていかんということで、だから、そういうふうで泳いでおりますけども、今枠が20億ぐらいまで埋まったかな、だから、そういうふうで、初めの売買やったボタンのかけ違いが今になってやりにくいなど、微々たる金をもらうのに、なぜ今ここでそんな苦勞しんなんかなというふうに私も思ってますけども、それは時の流れで来た以上、何とも言えませんが。

だから、地元の皆さんと向こうの言う厚生年金の方とよく話して、通るか通らんか別として、犬山で今ここでできておるテニスコートを含め、コミュニティ施設となるような文面がありますけども、これも果たしてそれだけの、逆に考えりゃ、皆さんの言うとおりに、これからあれだけの大きな筆が出てくる可能性はないよということにはわかるんです。しかし、今、先ほどの内田の名証グラウンドと同じですわ。買うにしても、袖の振るような財産ありませんよ。今のところ犬山には。だから、先ほども私同じようなことを言いましたけれども、楽田の工業団地、それから東の採石の跡の企業庁でやってもらって、工場誘致をして税収を上げなきゃいかんということで、一生懸命その体制は組んできとるけども、けども、一遍、市の職員にも言わなきゃいかんと思っています。努力をしずにして金使う方ばかり考えるなということです。はっきり言って。我々は昭和29年に市町村合併して、先ほどの方にも言いました、楽田中学校売られちゃったんですよ。今の西北野という住宅があります。あれが我々の中学校の跡地なんです、楽田の。池野、羽黒、楽田の中学校も売られて、今の犬山できとるんです。だから、それがなぜかという、ずっとさかのぼると、福社会館を建てる金とか、この庁舎を建てる金とか、借金だらけで、犬山市が、それでその郡部にそれだけの財政負担をさしたということがありますからね。だから、ここを市街化区域にせえというのも私言ったんですけどね、いつまでも調整区域でほっとくなど、もうずっとこれからも伸びてくんだから。だから、市街化区域に編入してええだろうということでやってきました。かつて、松山市長が住んでおるところ、あれ調整区域で、彼住むことできんのんです。百姓でも何でもないので。だから、そういうことも議題になったんです。けども、その法のやりとりによっていけるんです。けども、それは何ぼも出ないよということで、そんなことなら全般の方々に市街化区域にして、使えるようにしたらどうということであれ編入をさしたわけなんです。だから、そういうふうで、これも皆さんの言わんとすることよくわかります。しかし、先ほどの皆さんに言ったとおりに、振る袖がないということです。これをテニスコートでやると5億円ぐらい要るかな。そうでしょう。そうなると、前の陳情はこっちは10億円、こっちは5億円、15億円、しかしそれだけの財政ができるということですね、この庁舎にしても、先送り、先送りできました。この積み立てをしてやっとできてきた。それで、これから羽黒の小学校が10億円かけて全面的改修しなきゃならんときに、それをほかって、こっちに持ってくるわけにいかんのです。だから、そういうバランスを見たときに、皆さんの言わんとすることはよくわかります。あれだけのものはこれから出てこんでしょうね。ものは。しかし、その行政で我々がどれから手つけるかということになると、そら、悲しいながら、頭下げるしかそういうふうな形の、テニスコートやなんかはもう使えるうちは使わしてもらやあええですかというようなことしかないよな。けども、今の説明を受けて、犬山市が話をして、交渉し、前は犬山市の土地だったよと言ったって、売買されておる以上、もうその時点で犬山市の土地であろうと何であろうと、相手のものになっちゃってるわけです、結局。だから、やっぱりあのときにもっと突っ張りやあよかったなと反省してますけども、今になっては、後悔は先に立たずということですけども、そういうふうの判断で、この請願についても、ちょっと堀江議員がいますけれど、ごっくりとのむことは、ちょっと私のどちんこにひっかかるとるんですわ、実際言いますと。そういうことです。

+

+

◎柴山委員長 他に発言はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午後 4 時 21 分 休憩

再 開

午後 4 時 24 分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、この請願書についての取り扱いなんですが、審議未了でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 それでは、請願第 3 号については、審議未了とすることといたします。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午後 4 時 24 分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第7号議案	犬山市公平委員会委員の選任について	平21. 3. 13	同意 (全員一致)	平21. 3. 17
第8号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意 (全員一致)	〃
第9号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意 (全員一致)	〃
第10号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意 (全員一致)	〃
第11号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意 (全員一致)	〃
第12号議案	平成21年度犬山市一般会計予算	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第18号議案	平成21年度犬山市土地取得特別会計予算	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第26号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算 (第6号)	平21. 3. 5	原案可決 (全員一致)	平21. 3. 5
第30号議案	平成20年度犬山市土地取得特別会計補正予算 (第1号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第36号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算 (第7号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第37号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	平21. 3. 13	原案可決 (全員一致)	平21. 3. 17
第38号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第39号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
平21請願第1号	名証グラウンドの確保に関する請願	〃	審議未了	〃
平21請願第3号	国民年金保養センター「サンパーク犬山」閉鎖後の活用についての請願書	〃	審議未了	〃